

# 射水市多職種連携支援システム構築及び運用保守業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

本プロポーザルは、射水市多職種連携支援システムの構築及び運用保守業務に当たり、委託事業者を選定するために行います。

## 1 業務の目的

在宅療養者が安心した生活を送ることを支援するために、多職種（医師、歯科医師、薬剤師、ケアマネジャー、介護保険サービス事業者等）が情報をリアルタイムで共有し、連携を強化することができるシステムを構築するものです。

このシステムの導入により、限られた業務時間の中、情報伝達の時間削減や事務効率化を図ることができ、また多職種の連携をより深めることで一貫した支援を行い、在宅療養者の生活の質の向上を図ることを目的とします。

## 2 業務の内容

### (1) 件名

射水市多職種連携支援システム構築及び運用保守業務

### (2) 内容

「射水市多職種連携支援システム構築及び運用保守業務仕様書（別紙1-1）」（以下「仕様書」という。）のとおり

### (3) 履行期間

- ア システム構築業務 契約締結日から 2019年9月30日まで
- イ システム運用保守業務 2019年10月1日から 2020年3月31日まで

### (4) 契約上限金額

- ア システム構築業務 1,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- イ システム運用保守業務 396千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

- ・初期構築費は消費税率8%、システム運用費は消費税率10%として提案してください。（なお、消費税率の変更があった場合は、協議の上、変更を行うものとします。）
- ・在宅療養者を支援する多職種が幅広くシステムを利用できるよう、システム運用保守として毎月発生する経費は管理者のみが負担することとします。

## 3 スケジュール

実施時期	事務内容
2019年4月 1日（月）	実施要領・仕様書等の公表
2019年4月 5日（金）～ 2019年4月12日（金）	質問の受付期間
2019年4月 19日（金）	質問の回答
2019年4月 22日（月）～ 2019年5月10日（金）	公募受付期間
2019年5月 22日（水）	第一次審査（書類選考）
2019年6月 5日（水）	第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）
2019年6月 5日（水）	審査結果通知書の発送
2019年7月 1日（月）～ 2019年9月30日（月）	業務委託契約締結・システム構築
2019年10月 1日（火）～	システム運用開始

#### 4 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号の要件をすべて満たし、業務を安定的・円滑に実施できる者とします。

- (1) 法人格を有する企業、団体であること。
- (2) 医療・介護情報共有システムの市町村等への導入実績を3件以上有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定するものでないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始申し立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立てがなされていないこと（会社更生法の規定による更生計画認可、又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (5) 申請書の提出の日から契約締結までの間において指名停止の措置を射水市から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。
- (7) 打合せ等が必要なときに迅速に対応ができること。

#### 5 プロポーザル参加手続等

本プロポーザルに参加する者は、次のとおり申請書等を提出してください。（提出先は、後記「10問合せ及び提出先」のとおり）なお、必要に応じて追加資料を提出していただく場合があります。企画提案書は「射水市多職種連携支援システム構築及び運用保守業務企画提案書作成要領（別紙2）」に基づき、作成してください。

- (1) 提出書類
  - ア 申請書（様式1）
  - イ 企画提案書（様式任意）
  - ウ システム機能要件回答書（様式2）
  - エ 見積書（様式3）
  - オ 会社概要（様式4）
  - カ 業務実績書（様式5）
- (2) 提出部数  
正本1部 副12部
- (3) 提出方法  
持参又は郵送（提出期限内必着で書留郵便に限る。）による
- (4) 受付期間  
2019年4月22日（月）～2019年5月10日（金）17時（必着）

#### 6 質問の受付及び回答

本業務に関する質問の受付及び回答は下記のとおりとします。質問は、企画提案書等の作成並びに提出に必要な事項及び業務実施に係るものに限りします。

- (1) 受付期間 2019年4月5日(金)～4月12日(金)13時(必着)
- (2) 提出方法 「質問票(別紙3)」に記入の上、電子メールで提出してください。メールのタイトルを「プロポーザル質問」としてください。
- (3) 提出先 射水市地域福祉課 メールアドレス: chiiki@city.imizu.lg.jp
- (4) 回答方法 2019年4月19日(金)までに射水市ホームページに随時回答を掲載します。(質問者への個別の回答は行いませんのでご注意ください。)

## 7 選考方法及び審査基準

### (1) 基本的な考え方

受託者の決定に当たっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、本業務に関する評価を総合的に判断し、総合評価の最も高い提案者を受託候補者とします。

### (2) 審査方法

ア 企画提案書等の審査、評価及び最も優れた企画提案書等の選定は、「射水市多職種連携支援システム構築及び運用保守業務公募型プロポーザル方式選定会議」(以下「選定会議」という。)において、「提案内容評価表(別紙4)」に基づき、行います。

イ 選定審査は、第一次審査(書類選考)及び第二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)により行います。第一次審査の得点の上位3者程度を第二次審査の対象とします。第一次審査、第二次審査を総合し、順位を決定します。

評価の結果、複数の事業者の合計点と同じ場合は、「確実性評価」の得点が高い事業者を上位とします。「確実性評価」についても同じ場合は、選定会議の委員による多数決で決定します。

### (3) 失格事項等

次の事項のいずれかに該当するものは、失格となる場合があります。

ア 提出期限、提出先及び提出方法に適合しない場合

イ 指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しない場合

ウ 提案内容に虚偽の記載があった場合

エ 契約上限金額を超えた見積書を提出した場合

オ 本要領に定める手続き以外の方法により、プロポーザル関係者に対し、本プロポーザルに関する援助等を直接または間接的に求めた場合、若しくは不正な行為をしたと認められる場合

カ その他、審査を進めるに当たり失格とすべき場合

### (4) 審査結果の通知等

参加申込のあった全事業者に対し、審査結果を書面で通知します。審査結果に対する異議申し立て及び合計点、順位以外の評価内容の開示請求には応じません。

## 8 契約に関する基本的事項

### (1) 受託者の決定

市は審査の結果決定した受託候補者と契約を締結します。ただし、受託候補者が契約を辞退した場合、又は参加資格を満たさない失格事項等が判明した場合は次順位の者を新たな受託候補者とし、契約を締結します。

(2) 契約金額

ア 契約金額は、仕様書の確定後に改めて見積書を徴収し、決定します。見積金額は契約上限金額を超えないものとします。また、企画提案内容の実現に必要な追加費用及び別途費用は、全て受託者の負担とします。

イ システム運用保守業務に関する契約は、年度ごとに行います。

(3) 再委託の禁止

本業務の履行を第三者に委託又は請け負わせることを禁じます。ただし、本市が承認した場合はその限りではありません。

(4) 瑕疵担保責任

ア 本市は、システムに瑕疵があるときは、受託者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補と共に損害（第三者に及ぼした損害を含む）の賠償を請求することができるものとします。

イ 本市は、本市の定めた履行期限までに、受託者による瑕疵の修補が困難なため、契約の目的を達成することができないと認められるときは、契約を解除することができます。

## 9 別添資料等

- (1) 射水市多職種連携支援システム構築及び運用保守業務仕様書（別紙1-1）
- (2) 射水市多職種連携支援システム機能要件一覧表（別紙1-2）
- (3) 射水市多職種連携支援システム構築及び運用保守業務企画提案書作成要領（別紙2）
- (4) 質問票（別紙3）
- (5) 提案内容評価表（別紙4）
- (6) 申請書（様式1）
- (7) システム機能要件回答書（様式2）
- (8) 見積書（様式3）
- (9) 会社概要（様式4）
- (10) 業務実績書（様式5）

## 10 問合せ及び提出先

〒939-0294 富山県射水市新開発410番地1

射水市 福祉保健部 地域福祉課 地域支援係

電話：0766-51-6625

FAX：0766-51-6657

メール：chiiki@city.imizu.lg.jp